

## WAN 理事会に対する私の要望<sup>(1)</sup>

遠山日出也(WAN 会員 tooyama9011@yahoo.co.jp)

1. WAN 理事会は、昨年 5 月、ユニオン WAN に対して以下の点を謝罪なさった。

①2009 年 12 月に遠藤礼子の仕事を外したこと、その後、事務所の閉鎖及び突然の 2 人の退職勧奨に至ったこと

②それらのことについて組合及び組合員と事前に相談、協議がなく実施したこと

③それまでの労使のやり取りの中で組合に対して不適切な言動があったこと<sup>(2)</sup>

↓

WAN-NEWS の読者など<sup>(3)</sup>にも、①～③(とくに②③)を理事会の反省点として表明してほしい<sup>(4)</sup>。できれば、その原因についても解明してほしい。

<その理由>

・理事会も、それ以前から、お 2 人に退職をお願いすることや「雇用と経営についての見通しの甘さ」については謝罪していた<sup>(5)</sup>。しかし、上の①～③の具体的行為の多くには謝罪を表明してこなかった。理事会が WAN-NEWS などで発表したことの大半は、自らの言い分と組合への非難であり、特に②の「事前に相談、協議がなかったこと」については、むしろその行為を正当化してきた<sup>(6)</sup>。にもかかわらず、和解後に発表した文書も、組合を非難する文言こそあれ、昨年 5 月に謝罪した件には口をつぐみ続けているのは<sup>(7)</sup>、フェアなやり方でなく、内外に不信感を持たれるし (ex. 「理事会の謝罪は、その場かぎりの口先だけのものだったのでは?」「もしまたトラブルが起きたら、似たようなことを繰り返すのでは?」)<sup>(8)</sup>、今後の教訓として生かす上でもマイナスである。

・争議当時の理事長・副理事長が理事に復帰なさろうとする今が、反省点を表明なさる好機<sup>(9)</sup>

2. 組合との和解成立後、理事会は、ユニオン WAN のブログの記述について異議を述べるために、いきなり弁護士を通じて、「誠意ある対応がなければ、断固たる法的手段を執る」と書いた内容証明を遠藤さんに送付した。

こうしたやり方は、すでに和解し円満退職した人に対して不穏当である。少なくとも最初は、普通にメールで異議を述べるべきだった<sup>(10)</sup>。→やり方が不適切だった点を遠藤さんに一言、お詫びしてほしい

## 注釈

(1)この要望は、今年 1 月以来、私が理事会に提案してきた内容の要旨である。私が理事会に提出した 3 通の文書そのものについては、下の私のブログの記事を参照してほしい

「WAN 理事会への 3 通の手紙——WAN 争議における謝罪=反省点の表明を求めて」

<http://genchi.blog52.fc2.com/blog-entry-353.html>

理事会からは 2 度返答をいただいた(1 度目はごく短い返答だが)ので、それらも掲載したかったのだが、理事会からは、ブログにも、この文書にも、掲載許可が得られなかった。

(2)以上は、京都府労働委員会のあっせんの結果としての、理事会とユニオン WAN との合意内容にもとづく。

もっとも、WAN 理事会は「労働委員会から、労使双方に対し、あっせんでの合意内容や経緯について、第三者に情報を漏洩しないよう、厳に求められている」(下線は遠山)と主張しておられる(WAN-NEWS 16 号)。

・しかし、ユニオン WAN のお 2 人は「あっせんの結果として合意した内容については、公開は禁止されていない」ということを、あっせん委員に再三確認している(すなわち、少なくとも下線部については、ユニオン WAN のお 2 人がウソをついているのでないかぎり、事実に反している)。

・また、理事会は、「合意した内容」さえ公開してはならない理由を説明できていない。すなわち、WAN 理事会は、労使協議やあっせんについて第三者には情報を流してはならない理由として、労使協議では「公開で、自分たちの立場から相手方を一方的に批判非難したりすれば、なおさらに事態は紛糾し、歩み寄りが困難になる恐れが大いにある」という点と「そのような批判非難の応酬は、双方が属する組織の信頼信用をいわずらに傷つけることにもなりかねない」という点を挙げているが(「情報開示についての方針」2010.5.12 など)、この 2 点が理由だとすると、一步譲って理事会の言い分に従うとしても、両者がすでに合意した事項については公開してもいいことになる。

・また、理事会も、自分たちに有利であると(も)考えられる点については、事実上、あっせんでの合意内容を公表している。まず、理事会は「今般、あっせんが成立し、5 月 11 日付で両氏に円満退職いただきました」(WAN-NEWS 16 号)と発表したが、この文を読んで、「あっせんの合意内容」と「両氏の円満退職」とが無関係だと考える人は誰もいないだろう。もし理事会が言うように、本当に「本メールでは、和解に至った点のみをお知らせする」つもりだったならば、理事会は、文字通り「今般、あっせんが成立し、解決いたしました」とだけ書くべきである。第二に、昨年の WAN 総会で、理事会は、「会計報告」と関係があるからという理由で、和解金の額(40 万円)も公表したが、あっせんでの謝罪の内容も、当然「事業報告」の中の「雇用問題について」の項と関係があるのだから、謝罪内容を総会の場でも公表しなかったことは、筋が通らない。

・また、かりに一步譲って理事会の言い分を認めて、あっせんでの合意内容自体は公表しないとしても、理事会が昨年謝罪なされた①～③の内容は、その経緯は別にして、理事会が自らの対応に問題があったことを認め、反省なされた点であることには間違いないのだから、「あっせんの結果として」ということには触れずに、「理事会側の対応の問題点」として内外に表明することは可能である。事実、理事会も、「あっせんの結果」としてではないが、「両氏の円満退職」について発表した。

(3) 今回の争議は広くネット上で話題になったことに鑑みれば、WAN(理事会)に対する信頼をアップするためには、本来は、サイトの登録会員に対しても、そのことを表明なされた方が良く思う。それがご無理としても、組合を支援した署名サイトは、理事会に直接申し入れをしてきた以上、少なくとも署名サイトに対しては表明してほしい。

(4) 最低限、たとえば、「昨年の労使紛争の際には、さまざまな事情があったとはいえ、私たち理事会の方にも、いくつかの点について組合との事前の相談・協議が欠けていたり、労使のやり取りの中で不適切な言動をしたという問題点がありました。今後は注意します」といった表明をしていただきたい。

理事会側にも言い分はあることを考慮して、「さまざまな事情があったとはいえ、私たち理事会の方にも～～」という文案にさせていただいた。また、理事会としては、「本当はもっといろいろ言いたいことはある」とお思いかもしれないので、上記の文章について、「先日、会員の方から昨年のWANの労使紛争に関するお尋ねがありましたので、その方がお尋ねの点について理事会の立場を表明します」という添え書きを付けて発表なさってもいいと思う。

(5) 理事会は、2010年2月14日付け文書で「ご退職いただけるよう(……)お願いをせねばないのは(……)大きな責任を感じている」と言い、「理事会の(……)雇用と経営についての予測・見通しの甘さ」を語っていた。5月13日付け文書でも「NPO運営や雇用についての見通しの甘さが理事会にあった」と述べている。

(6) 理事会が2010年2月14日付けで出した「この間の事情の説明」という文書は、「A[=遠藤]さんは、業者によるリニューアル[遠山注：このリニューアルは遠藤さんから仕事の多くの部分を奪った]について事前に相談がなかったことが問題であると主張して」いることや「事務所の閉鎖についても、そういう考えが浮上した時点で相談すべきであると組合は主張」していることに対して、遠藤さんや組合を非難して、理事会の対応を正当化していた(p.3-4)。

(7) 和解後に理事会が発表なされた文書(5月12日付けWAN-NEWS 16号添付ファイルと5月13日付けでWAN 法人会員向けに送られた文書)も、組合側は「事実と異なる(に基づかない、反する)

情報を流した(ている)」と繰り返すなど組合を非難するばかりで、謝罪した点には触れていない。また、和解前に出した、「事前に相談、協議がなかったこと」を正当化していた文書の訂正をしたわけでない。

もっとも、和解前の文書に比べれば、組合を非難した記述の量は減っており、その点は、理事会も和解が成立したことに配慮したからであろう。昨年4月24日の団交で理事会が主張したことなども書かれていないが、当時の団交の論点については、組合も主張を公表していない。

(8) 私自身が遅ればせながら今年になって理事会に提案をしたきっかけの一つも、WAN 裏方日記に「ボランティアスタッフがもっと欲しいなあああ！」(2010.12.14)と書かれていることなどを私が読んで、「私も WAN のためにもっと何かしたほうがいいかな？」と思いつつも、理事会が労働者に対してすべき「相談や協議」をしなかったことや「不適切な発言」をしたことへの反省を公表していない状況の下では、WAN で仕事することに不安を感じたことにある。

なお、私が今年になって提案をしたもう一つの理由は、次の点である。昨年の WAN 総会で、理事会がかたくなに謝罪の内容を公表しない姿勢を取られたので、私はこの件については、しばらく諦めていた。しかし、昨年秋ごろ、「たとえ謝罪内容自体は公表しないとしても、それらは理事会が反省なさった点には違いないのだから、『理事会の反省点』として公表してもらえばいいのではないか？」ということに思い至った。もちろん、もっと早い時期に提案をしていれば、より良かったと思うが……。

ただし、理事会自身も、昨年の総会後も労使紛争の教訓について会の中で議論を続けるつもりであったことは、理事会が WAN 法人会員に向けて送付した文書(昨年5月13日付)の目的の一つが、「お二人の雇用問題」についての経験にもとづいた理事会の認識を示して、「総会および今後の議論に役立て」(p.1)ることであったことからわかる。

(9)逆に、何の説明もないまま復帰なされると、WAN 理事会に対する不信感が高まりかねない。

(10)ユニオン WAN のブログは、べつに「法的手段を執る」などと脅さなくても、争議中においても、理事会が『ウェブマスター業務の外注化』という記述は事実と異なる」とか「理事会を誹謗中傷している」とか抗議したことに対して、きちんと対応している(「1・20 団交の報告」2010-1-27、「今日の団交」2010-2-2)。もちろんユニオン WAN は理事側の要求をすべて受け入れるような対応はしていないが、その点は、弁護士を通じた「通告書」に対する対応の場合も同じである(「5/17 内容証明郵便物への回答」2010-5-22)。

また、当時、理事会の「通告書」に対しては、京都大学時間雇用職員組合(くびくびカフェ)も、twitter で「労働委員会のあっせんで和解ができたというのに、、、WAN は評判を落とすようなことはしないでほしい」と述べており、この件も WAN に対する評価にかかわる。